

訴 状

2015 (平成27) 年7月16日

東京地方裁判所 御中

原告訴訟代理人

弁 護 士 秋 山 幹 男



弁 護 士 二 関 辰 郎



弁 護 士 古 本 晴 英



弁 護 士 牧 田 潤 一 朗



弁 護 士 出 口 か お り



弁 護 士 藤 原 大 輔



当 事 者 別紙当事者目録記載のとおり

イラク戦争検証結果報告書不開示処分取消等請求事件

訴訟物の価額 金160万円

貼用印紙額 金1万3000円

第1 請求の趣旨

- 1 外務大臣が原告に対し平成27年4月17日付けでした行政文書の開示請求に係る決定のうち、別紙文書目録記載の各行政文書を全部不開示とする部分を取消す。
- 2 外務大臣は、原告に対し、別紙文書目録記載の各行政文書を全部開示するとの決定をせよ。
- 3 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決を求める。

第2 請求の原因

1 本件訴訟の意義

2003（平成15）年のイラク戦争は、国連決議がないままに、イラクに大量破壊兵器が存在するとの前提で有志連合により始まり、日本政府もそれを支持したが、のちに大量破壊兵器が発見されずに、国際社会で大きな問題となった。

大量破壊兵器があると国際社会に主張したアメリカでは、大量破壊兵器があるとした根拠や情報収集活動についての検証が行われ、積極的にイラク戦争に関与をしたイギリスでは、国際法上の適法性、政府政策決定の妥当性についての検証が行われている。オーストラリアでは、イラクの大量破壊兵器の脅威に関する情報分析等の検証が行われ、また、日本と同様にイラク戦争を支持したオランダでも、政府の判断の適法性についての検証が行われた。アメリカ、イギリス、オーストラリア、オランダいずれの国でも、取りまとめた検証結果の報告書を公表している。いずれも、独立した委員会として検証を行っており、イラク戦争についての機密情報にもアクセスして検証を行い、結果を公表している。

日本では、2010（平成22）年に国会議員有志により「イラク戦争・第

三者検証委員会の設置を求める要請」が総理大臣に対して行われ、2011（平成23）年8月10日の衆議院外務委員会で、当時の松本剛明外務大臣が「イラク戦争の検証については、承知をする限り、岡田大臣が必要であると考え、また前原大臣も必要であるとのもとにお進めをいただいていたというふうに理解をいたしております、私もその立場を引き継ぐものであります」と答弁した。これを受けて、2011（平成23）年8月末に外務大臣の指示により、イラク戦争に関する外務省の対応の検証が行われたが、国会議員による要請とは異なり、第三者検証委員会ではなく外務省内部でのみ検証が行われた。外務省は2012（平成24）年12月に、「対イラク武力行使に関する我が国の対応（検証結果）」（甲4の1）を発表した。それによると、外務省は、上記検証結果をまとめた報告書（別紙文書目録記載1の文書。以下、「本件検証結果報告書」という。）を作成したことがわかるが、本件検証結果報告書そのものの公表はせず、報告に至る経緯を説明した上記文書（甲4の1）とともに「報告の主なポイント」（甲4の2）のみを公表したにとどまる。

本件訴訟で不開示処分の取消しと全部開示を求める文書は、本件検証結果報告書そのものとその案及び検証過程で収集又は新たに作成されたと思われる文書である。

日本政府の安全保障政策、外交政策について、過去に学び合理的な判断をするためには、過去の政策判断、意思決定の妥当性について十分な検討を行い、その結果を公開し、広く議論を行うことが不可欠である。しかし、本件検証結果報告書は公表されず、報告の主なポイントのみが公表されているだけで、政府の対応の妥当性や今後の課題について、具体的にどのように検証され判断されたのかが一切明らかにされていない。また、検証においてどのような聞き取り、資料収集等を行ったのかも明らかにされていない。

そして、外務省で行われた検証は、イラク戦争に至るまでの外務省内での検討経緯や意思決定過程について、今後の政策立案・実施に役立てるとの観点か

らなされたとされているが、独立した検証ではなく外務省内部でのみ実施されたものである。しかし、検証結果の妥当性や、検証結果がその後の外交政策の立案等に反映されているかについては、本件検証結果報告書及びその作成過程の情報が公開され、第三者的立場から、独立的な検証がなされなければならない。

情報公開法の施行により、安全保障及び外交に関する情報についても開示請求の対象となり、開示されるようになった情報もある一方で、これらの政策決定や判断の経過については、その妥当性に疑義があったとしても、情報の公開がなされることは極めて少ない。何十年かを経て歴史的文書となった後に公開されることがあるとしても、それでは、誤った安全保障及び外交政策の影響を受けることになる現在の国民が、関連情報を得て政策の妥当性等について判断をすることはできない。

本件訴訟は、イラク戦争に対する日本の対応という、日本における安全保障・外交政策上の重大な問題について、本件検証結果報告書等の行政文書を不開示とし、政府が国民に対する説明責任を果たしていないことの違法性を問うものである。

2 行政文書全部不開示決定

(1) 原告は、2015（平成27）年1月12日付けで、外務大臣に対し、情報公開法に基づき、下記の文書等の開示を請求した（甲1）。

記

「対イラク武力行使に関する我が国の対応（検証結果）」報告書全文、
検証実施のために用いられた文書、インタビューの記録

(2) 外務大臣（処分行政庁）は、前項の請求文書を1番から19番までの番号を付して特定したうえ、一部の文書は全部あるいは部分開示し、別紙文書目

録記載1ないし6の各文書（以下、これらを「本件文書1ないし6」という。）を含むその余の文書については全部不開示と決定し、2015（平成27）年4月17日付け「行政文書の開示請求に係る決定の変更について（通知）」（甲2）により、その旨原告に通知した（この決定のうち本件文書に対する部分を、以下「本件決定」という。）。

この通知によると、本件決定に関する不開示事由該当条項は、いずれも情報公開法5条3号、5号であり、決定理由は、いずれも下記のとおりである。

記

公にすることにより、他国との信頼関係を損なうおそれ、又は他国との交渉上不利益を被るおそれがあるとともに、当該文書は我が国政府部内の協議の内容に関する記録であって、公にすることにより政府部内の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、不開示としました。

- (3) なお、前項の2015（平成27）年4月17日付けの決定は、同年2月12日付けで通知された決定（甲3）の内容を取り消し、改めて決定したものである。

3 本件決定の違法性

(1) 本件文書

本件文書1ないし6は、国連決議がないまま大量破壊兵器が存在することを理由に始められたものの、大量破壊兵器は存在しなかったことが後に判明したイラク戦争に対する日本政府の対応の妥当性について、外務省において行われた検証に関する一連の文書である。その検証結果は、日本の安全保障に関する政策判断を検討するうえで極めて貴重な資料であり、国民の財産として広く共有されるべきものである。

(2) 本件文書1 (本件検証結果報告書) について

本件文書1の主なポイントを記載した「報告の主なポイント」と題する文書(甲4の2)は、「対イラク武力行使に関する我が国の対応(検証結果)」(甲4の1)に添付して外務省がホームページ上に掲げて公にしている。公にされた主なポイントは、①小泉内閣総理大臣が、米国のイラクへの武力行使を支持する旨表明するに至った経緯、②国連安全保障理事会の決議採択などのため日本が行った外交努力、③外務省の対応に関する教訓と今後の取り組み(対応の評価と今後の外交力強化の課題)である。

このように、本件文書1の主なポイントは公にされており、この主なポイントについて詳述されていると思われる本件文書1について、上記の不開示事由があるとは到底考えられない。被告は、本件文書1の主なポイントが公にされているにもかかわらず本件文書1が情報公開法5条3号及び5号の不開示事由に該当するというのであれば、その理由を本件文書1の記載項目に即して具体的に明らかにすべきである。

なお、諸外国においても同様の検証が行われ、各国は、その結果作成された報告書全文を、以下に記載するウェブサイトにおいて、それぞれ例外なく公表している。

① アメリカ :

大量破壊兵器に係る情報能力に関する委員会 (WMD 委員会)

(The Commission on the Intelligence Capabilities of the United States Regarding Weapons of Mass Destruction)

報告書 : https://fas.org/irp/offdocs/wmd_report.pdf

② イギリス :

ハットン調査

英国国防省兵器専門家で元国際連合大量破壊兵器廃棄特別委員会

(UNSCOM) 査察官を務めたケリー博士の死亡問題調査

報告書：

<http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20090128221546/http://www.the-hutton-inquiry.org.uk/content/report/index.htm>

大量破壊兵器情報に関する調査委員会（バトラー委員会）

報告書：

<http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20060105191702/http://www.butlerreview.org.uk/report/report.pdf>

イラク調査委員会（チルコット委員会）（継続中のため参考）

委員会のサイト：<http://www.iraqinquiry.org.uk/>

③ オーストラリア：

豪州情報機関に関する調査報告書（フラッド・レポート）：

<http://fas.org/irp/world/australia/flood.pdf>

豪州連邦議会合同調査委員会による報告書：

http://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Committees/House_of_Representatives_committees?url=pjcaad/wmd/report.htm

④ オランダ：

対イラク武力行使支持問題に関する調査委員会（ダーヴィッツ委員会）

報告書：

<http://www.rijksoverheid.nl/bestanden/documenten-en-publicaties/rapporten/2010/01/12/rapport-commissie-davids/rapport-commissie-irak.pdf>

(3) 本件文書2ないし本件文書4について

本件文書2（報告書案①）、本件文書3（報告書案②）及び本件文書4（対外公表案）は、本件文書1の作成過程あるいはその作成に関連して作成され

た報告書案ないし文書であり、本件文書1と同様、上記不開示事由に該当するとは考えられない。被告は、本件文書1の主なポイントが公にされているにもかかわらず本件文書2ないし本件文書4が情報公開法5条3号及び5号の不開示事由に該当するというのであれば、その理由を本件文書2ないし本件文書4の各記載項目に即して具体的に明らかにすべきである。

(4) 本件文書5及び本件文書6について

本件文書5（イラク検証関連資料①）及び本件文書6（イラク検証関連資料②）は、本件文書1（本件検証結果報告書）を作成するため収集されあるいは新たに作成された文書と考えられる。一括して全部不開示とされているが、それぞれ多数の文書を含むものと想定される。

前記のとおり、本件文書1について情報公開法5条3号及び5号の不開示事由が存在しないと考えられることから、本件文書5及び本件文書6についても、上記各号の不開示事由は存在しないと考えられ、全部不開示が正当化されるとは到底考えられない。

被告は、本件文書5及び本件文書6に含まれる全ての文書を特定したうえで、不開示事由に該当することを、その記載項目に即して具体的に明らかにすべきである。

(5) 以上のとおり、本件文書1ないし6は、情報公開法5条3号及び5号の不開示事由に該当するものではなく、本件決定は違法であることが明らかである。

4 結語

よって、原告は、本件決定の取消しと、被告に対し本件文書の全部開示決定を行うよう命ずることを求めて本訴に及んだ。

証 拠 方 法

証拠説明書記載のとおり

付 属 書 類

1	訴状副本	1 通
2	証拠説明書	2 通
3	甲号証写し	各 2 通
4	資格証明書	1 通
5	訴訟委任状	1 通

以 上

当 事 者 目 録

〒160-0008 東京都新宿区三栄町16-4 芝本マンション403号

原 告 特定非営利活動法人

情報公開クリアリングハウス

代表者理事 三 木 由 希 子

〒105-0001 東京都港区虎ノ門5-3-20 仙石山アネックス308

秋山幹男法律事務所 電 話 03(3431)3973

FAX 03(3431)3974

原告訴訟代理人 弁 護 士 秋 山 幹 男

〒107-0062 東京都港区南青山5-18-5 南青山ポイント1階

(送達場所) 骨董通り法律事務所 電 話 03(5766)8980

FAX 03(5466)1107

同 弁 護 士 二 関 辰 郎

〒102-0083 東京都千代田区麴町2-2 KIHOUビル3階

麴町国際法律事務所 電 話 03(3237)7501

FAX 03(3237)7448

同 弁 護 士 古 本 晴 英

〒160-0004 東京都新宿区四谷3-2-1 四谷三菱ビル5階

原後綜合法律事務所 電 話 03(3341)5271

FAX 03(3359)5975

同 弁 護 士 牧 田 潤 一 朗

〒160-0003 東京都新宿区本塩町12 四谷ニューマンション309
さくら通り法律事務所 電話 03(5363)9421
FAX 03(5363)9856
同 弁 護 士 出 口 か お り

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-27 剛堂会館4階
ミネルバ法律事務所 電話 03(5216)7755
FAX 03(5216)7751
同 弁 護 士 藤 原 大 輔

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1
被 告 国
代表者法務大臣 上 川 陽 子

(処分行政庁の表示)

〒100-8919 東京都千代田区霞が関2-2-1
外務大臣 岸 田 文 雄

文 書 目 録

本目録における番号	本件決定において 処分行政庁が 付した文書番号	行政文書の名称等
1	文書 7	報告書
2	文書 8	報告書案①
3	文書 1 1	報告書案②
4	文書 1 7	対外公表案
5	文書 1 2	イラク検証関連資料①
6	文書 1 5	イラク検証関連資料②